

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、山形県知事、山形県教育委員会教育長及び山形県公安委員会委員長から、令和7年3月25日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和7年6月10日

山形県監査委員 加 賀 正 和
 山形県監査委員 小 松 伸 也
 山形県監査委員 柴 田 優
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

監査対象機関	指摘事項	措置の内容
福祉相談センター	前年度会計の監査において、指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの	<p>赴任旅費の算定を行う際の提出書類について、人事異動内示後速やかに示し、異動後提出できるよう依頼する。また、提出のあった職員の分から順次支給事務を行うよう事務処理を進める。</p> <p>通勤手当額算定を確認するため、内申書には表示されないデータを紙面化し、決裁時に確認できるよう整理する。</p> <p>日額報酬の算定事務において、経験年数算定を確認するため、各個人ごとの計算書に積算のもととなる年数を記載し、決裁時に複数で確認できるよう整理する。</p>
工業技術センター	未収金等の債権の管理が適切でないもの	<p>総務課事務員が随時財務会計システムにより収納状況を確認し、納期限が到来する案件を担当者に伝えることで、未収金発生の防止を促すこととした。</p> <p>また、納期限を超過した案件については、必要に応じて月ごとに督促状発行整理簿を調製し、所長の元でこれを管理することにより未収金に係る催告漏れを防止し、債権の収納促進を行った。</p>
寒河江高等学校	前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの	<p>契約約款を用いて長期継続契約を締結する場合は、関係通知や手引きを確認するとともに、早めに出納等への相談を行い、契約解除条件等を適切に設定する。</p>

新庄警察署	支出事務が適切でないもの	照会の回答に係る手数料の請求書を受理した際は、照会管理簿に記載し、担当者の上司等複数人による点検を定期又は随時に行い、処理状況の確認を徹底することで支払遅延の防止を図る。
博物館	契約の締結又は履行が適切でないもの	<p>今回指摘を受けた契約について当初、財務規則135条第7号で契約保証金を免除できると思い免除としたが、実際は7号で免除することができない契約だった。</p> <p>今後契約締結するものについて、契約保証金の確認シートを作成し、契約相手方決定時に確認を行うことにした。</p>
新庄北高等学校	財産の管理が適切でないもの	今回手続き漏れのあった教育財産の目的外使用許可に係る業務を含む財務事務全般について、一連の事務手続きを一覧化した「チェックシート」を作成し、事務部職員全員で進行管理を徹底することにより、適切な事務の執行を図る。
新庄南高等学校	公金等、公印又は文書の管理事務が適正に処理されていないもの	公金等に係る通帳印及び通帳印管理印の適正管理、並びに出金した現金と通帳・支出伺いとの突合確認を徹底し、適正な事務処理を行う。
新庄養護学校	執行管理体制が適切でないもの	<p>期末勤勉手当の算定や通勤手当の認定に当たっては、関係通知や手引き等を再度確認するとともに、決裁の際に複数でのチェックを確実に行う。</p> <p>また、給料関係事務について、年度初めに必要な事務処理一覧を作成するとともに、不備が発生した事項については経過を記録し、事務室全体で共有することにより、適切な事務の執行を図る。</p>